

三 許可の申請に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ外国において当該資格を取得した後十年以上診療した経験を有すること。

四 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること(当該患者が患者に与えた損害を臨床教授等病院の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。)

(臨床教授等責任者の選任)

第二十一条の四 臨床教授等病院の開設者は、第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する者(医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。)であつて次の各号に掲げる基準に適合する者を臨床教授等責任者として選任しなければならない。

一 医学又は歯科医学に関する高度かつ専門的な知識及び技能を有すること。

二 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師の受入れに関する業務を統括管理する者として必要な能力及び経験を有すること。

(臨床教授等責任者の解任)

第二十一条の五 臨床教授等病院の開設者は、臨床教授等責任者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該臨床教授等責任者を解任しなければならない。

一 当該選任に係る第二条第四号イ又はロに掲げる資格を有する者でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号又は歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告又は業務の停止を命ぜられたとき。

(診療録の記載及び保存)

第二十一条の六 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律第二十三条に規定する臨床教授等病院(以下この項において「臨床教授等病院」という。)において同条第十二号に規定する臨床教授等を行う同条第十四号に規定する臨床教授等外国医師」と、その病院又は診療所」とあるのは、「その臨床教授等病院」と、歯科医師法第二十三条第二項中「病院又は診療所に勤務する歯科医師」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特別等に関する法律第二十三条に規定する臨床教授等病院(以下この項において「臨床教授等病院」という。)において同条第十二号に規定する臨床教授等を行う同条第十五号に規定する臨床教授等外国歯科医師」と、その病院又は診療所」とあるのは、「その臨床教授等病院」と読み替へるものとする。

(準用)

第二十一条の七 第三条(第一項及び第二項を除く。)及び第四条から第七条までの規定は、許可について準用する。この場合において、第三条第三項中「前項各号」とあり、及び同条第四項中「第二項各号」とあるのは、「第二十一条の三第二項各号」と、第四条第一項中「外国医師等」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師」と、臨床修練許可証」とあるのは、「臨床教授等許可証」と、同条第二項中「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等(第八條第二号、第九條第一項及び第十七條において「臨床修練外国医師等」という。)」とあるのは、「臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師」と、臨床修練を」とあるのは、「臨床教授等を」と、臨床修練許可証」とあるのは、「臨床教授等許可証」と、第五條中「第二條第四号イからヨまで」とあるのは、「第二條第四号イ又はロ」と、第六條第二項第一号中「第三條第二項第一号」とあるのは、「第二十一条の三第二項第一号」と、第七條中「臨床修練許可証」とあるのは、「臨床教授等許可証」と読み替へるものとする。

第二十七條から第二十一条までの規定は、臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師について準用する。この場合において、第十八條から第二十条までの規定中「臨床修練を」とあるのは、「臨床教授等を」と、第二十一条中「臨床修練」とあるのは、「臨床教授等に」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条の八 この章に定めるもののほか、許可及び臨床教授等病院に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条の九 厚生労働大臣は、臨床修練の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床修練を実施している臨床修練病院等の開設者若しくは管理者に対し、臨床修練の実施の状況に関し報告を命じ、又は当該職員に、臨床修練を実施している臨床修練病院等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、臨床教授等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床教授等を実施している臨床教授等病院の開設者若しくは管理者に対し、臨床教授等の実施の状況に関し報告を命じ、又は当該職員に、臨床教授等を実施している臨床教授等病院に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二條中「許可を」を「次の各号に掲げる許可を」に、「第三条第二項第一号」を「当該各号に定める規定」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三条第一項の許可 同条第二項第一号

二 第二十一条の三第一項の許可 同条第二項第一号

第二十二條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十三條の前の見出しを削る。

第二十五條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条の七第二項において準用する第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床教授等外国医師若しくは臨床教授等外国歯科医師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條に次の一号を加える。

三 第二十一条の六において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者

(看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項中、同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同条第四項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)を、次に掲げる事業に改め、同項に次の各号を加える。

一 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)

二 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業(次に掲げる事業を行うものに限る。)

イ 介護保険法第八条第十五項(第一号に係る部分に限る。)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護看護